## 株式等取得資金利用スキーム

### 〇利用条件

| 利用可  | ・事業承継のための資金<br>・販路拡大のために、他の業種の<br>業者を買収するための資金<br>・業務提携のために同業者の株<br>式等を購入するための資金 等 |
|------|--|
| 利用不可 | ・転売目的で株式等を購入するための資金<br>・株式等取得によって事業承継や<br>企業活動の安定、拡大に寄与しない資金                       |

## ○注意事項

- ○小規模企業経営改善資金・中小企業振興資金のみ 利用可
- ○運転資金・設備資金は問わない
- 〇運転資金·設備資金問わず、1企業あたり1貸出まで 利用可
- ○下記スキームのとおり、<u>斡旋申込前に市の事前認定</u> が必要

### Oスキーム

#### 市商業振興課へ提出

- 〇株式等取得資金利用申請書兼許可書(様式第10号)
- ○添付書類(どちらかー方)
  - ・譲渡契約書・売買契約書・贈与契約書 等(契約書案でも可)
  - •株式評価明細書 等



【審査期間】 2日~3日程度

# 市商業振興課から中小企業者もしくは担当金融機関へ

〇市長が許可した株式等取得資金利用申請書 兼許可書(様式第10号)を交付

#### 苫小牧中小企業相談所へ斡旋申込

- 〇融資斡旋申込書
- 〇前年・前々年の確定申告書または決算書
- 〇市民税・固定資産税の領収書又は納税証明書
- 〇許認可が必要な業種は許認可証(写)
- ○市長が許可した株式等取得資金利用申請書 兼許可書(様式第10号)



【審査期間】 2日~3日程度

#### 担当金融機関へ

〇苫小牧市融資制度斡旋書の交付

## 「株式等」の定義について

## ○「株式等」を明記する目的・理由

事業の承継・拡大・安定のために他の事業者の株式等を取得するための資金に対し、苫小牧市中小企業融資制度の利用を可能とすることで、市内経済の循環、拡大、安定を促進し、もって苫小牧市中小企業振興条例・苫小牧市中小企業振興計画の推進に寄与することを目的としている。

| 想定される主な事業形態 | 事業承継時に受け渡しされるもの |                                 |
|-------------|-----------------|---------------------------------|
| 株式会社        | 株式              | 「 <del>  生   +           </del> |
| 有限会社        |                 |                                 |
| 合同会社        | 持分              | 「株式等」<br>                       |
| 個人事業主       | 営業権・事業そのもの etc  |                                 |

## ○申請時の証拠書類として想定されるもの

| 売買契約書 | 譲渡契約書  |
|-------|--------|
| 贈与契約書 | 価格算定資料 |